

ビジネスカード特約

第1条 (導入法人)

- カード発行会社（以下「当社」という。）および株式会社ジェーシーピー（以下「JCB」という。）が運営するJCBカード取引システムの導入に関し、本特約を承認のうえ、当社およびJCB（以下「両社」という。）との間で合意が成立した官公庁、法人、社団、財団もしくはその他の団体を導入法人といたします。
- 導入法人は、両社が発行するクレジットカード（以下「ビジネスカード」という。）の入会申込対象を導入法人の役員、社員、職員または団体の構成員等（以下「役職員等」という。）から予め指定するものとし、入会を申し込む方（以下「入会申込者」という。）は、会員規約に定める本会員として入会を申し込むものとし、

第2条 (管理責任者)

- 導入法人は当社が依頼した場合、導入法人を代表して会員のビジネスカードの入会申込手続、諸届出（退職等の異動情報を含む。）、退会手続および会員と両社との連絡調整を行う担当者（以下「管理責任者」という。）を選定し、当社に届け出るものとします。
- 入会申込者は、管理責任者を通じて入会申込手続を行うものとします。管理責任者は、両社所定の入会申込書に管理責任者の届出印を捺印のうえ両社に提出するものとします。また、会員は、諸届出、退会手続等、両社に対する諸手続を、管理責任者が会員に代わって行う場合があることを予め承諾します。
- 管理責任者に変更が生じた場合、導入法人は両社所定の方法により遅滞なく当社に届け出るものとします。

第3条 (家族会員の有無、カード利用の範囲)

- 両社と導入法人は、ビジネスカードの家族会員の有無について予め取り決めるものとします。
- ショッピング利用代金の支払区分のうちショッピング2回払い・ボーナス1回払い・ショッピングリボ払い・ショッピング分割払いと、キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払いについては、当社と導入法人の間で合意された範囲でのみ、ビジネスカードでの利用を可能とし、利用可能な範囲ならびに各々の利用可能枠は当社が決定するものとします。

第4条 (年会費)

会員規約に定める年会費はビジネスカードについては適用せず、当社と導入法人との間で別途取り決めるものとします。

第5条 (導入法人への通知事項)

会員は、導入法人による経費処理、会員に対する福利厚生、ビジネスカードの回収および会員の管理業務の遂行等に必要範囲において、以下の各号の情報を当社またはJCBが導入法人に通知することに同意します。

- ①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号等、会員が入会申込時および会員規約第9条に基づき届け出た事項。
- ②入会申込日、入会承認日、有効期限等、ビジネスカードの契約内容。
- ③会員のビジネスカードの利用内容、支払い状況。

第6条 (会員資格の喪失)

両社は会員が次のいずれかに該当する場合には、両社または導入法人より通知することにより、直ちに会員資格を喪失させることができます。

- (1)本会員が導入法人の役職員等の資格を喪失したとき、または導入法人が会員のビジネスカード使用を停止する旨を当社またはJCBへ届け出たとき。
- (2)導入法人と両社とのJCBカード取引システムへの加入に関する合意が解除されたとき。

第7条 (本特約の改定等)

- 本特約の改定は、会員規約第46条（会員規約およびその改定）が適用されます。
- 本特約の内容と会員規約の内容が相違する場合、本特約が優先して適用されるものとします。

2025年2月28日現在

カード発行会社が株式会社ジェーシーピーの場合、ビジネスカード特約は次のように変更されます。

- ・「当社」、「両社」、「当社またはJCB」を「JCB」と読み替えます。

(UK002・20250228)